

判決年月日	平成25年3月25日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成24年（行ケ）第10077号		
○ 発明の名称を「有機発光素子」とする発明について、補正後の発明が引用発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明することができたものであるとして、補正を却下した上で、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

本件は、発明の名称を「有機発光素子」とする発明について、拒絶査定がされたことから、拒絶査定不服審判を請求し、併せて特許請求の範囲を変更する旨の手續補正を行ったところ、特許庁が、補正を却下した上で、請求不成立の審決をしたため、原告がその取消しを求めている事案である。

審決は、補正発明は、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであると判断した。

原告は、取消事由として、一致点及び相違点の認定の誤り（取消事由1）、周知技術2の認定の誤り（取消事由2）、容易想到性の判断の誤り（取消事由3）、審判手續上の瑕疵（取消事由4）を主張している。

本判決は、取消事由3に関し、相違点1については、「引用発明における「バリア層」は、有機化合物層を形成した後、陽極形成時に有機化合物層の表面に与えるダメージを防止する目的で、有機化合物と陽極との間に設けられるものであり、その設置目的からすると、「バリア層」は、陽極と有機化合物層との間に、これらに接して設置されるものであると認められる。・・・引用発明においては、陽極と有機化合物層との間に「バリア層」以外の層が存在することは予定されていないというべきである。」として、相違点1に係る構成に至るのは容易でないと判断した。また、相違点2については、「補正発明においては、本願明細書の表1ないし表9のとおり、陽極キャッピング層にPd、Mg、又はCrを含む構成とすることにより、陽極キャッピング層を設けない比較例又は陽極キャッピング層にPd、Mg、Cr以外の物質を使用した比較例と対比して、輝度安定性向上の効果が生じていることが示されている。これに対し、引用文献や文献1及び2には、有機発光素子にCrを含む層を設けることにより輝度安定性が向上することにつき、何の記載も示唆もない。したがって、補正発明の効果は、引用発明が有する効果とは異質の効果であり、引用発明や周知技術から当業者が予測し得ない効果であると認められ、補正発明は、当業者が容易に想到し得ない発明であるといえる。」と判断し、審決を取り消した。